

一般社団法人大阪府トラック協会 東北支部
令和8年度 労務問題研修会

まじめな運送会社が報われる時代へ ～法律施行ラッシュ、運送事業者の対応策～

令和8年8月26日



弁護士法人フォーゲル綜合法律事務所

代表弁護士 嵩原 安三郎

大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第1ビル5階

電話 06-6354-5680

takehara@vogel-law.jp

第1 はじめに

第2 施行済みの法律の確認

1 2024 年 4 月：時間外労働の上限規制と改善基準告示

年 960 時間の上限規制

トラック運転者の拘束時間は原則として年 3,300 時間以内・月 284 時間以内、休息期間は継続 11 時間を基本とし 9 時間を下回らない

2 2025 年 4 月：運送契約の書面交付・実運送体制管理簿・健全化措置

運送契約締結時等の書面交付（運賃・料金、附帯業務の内容等の記載）

元請事業者による実運送体制管理簿の作成（真荷主から引き受ける 1 運送依頼当たり 1.5 トン以上の貨物が対象。記載事項は実運送事業者名・貨物の内容と区間・請負階層）

委託先の健全な事業運営を確保するための健全化措置（努力義務）

第3 トラック適正化二法

1 概要

2025 年 6 月 11 日公布

2026 年 4 月 1 日施行（許可更新制・適正原価・処遇確保は公布後 3 年以内に施行）

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」

「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律」

（目的）トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上

2 違法「白トラ」利用に対する荷主等への規制

「白トラ」行為について、白トラを利用した荷主等も新たに処罰の対象に。

違法な白トラ事業者に運送を委託している疑いがある場合、トラック・物流 G メンによる是正指導（要請・勧告・公表）の対象にも。

【対応策】・営業ツールとしての使用

- ・ 備車先の許可・届出状況を全社分確認、
- ・ 自社の白ナンバー車両の点検 など

3 委託次数の制限

真荷主から引き受けた貨物の運送について再委託の回数を2回以内（委託段階を2次まで）に制限する努力義務

- 【対応策】・契約書の改訂（「再委託は2回まで」など）
・配車段階での可視化など

4 貨物利用運送事業者への準用

義務	対象となる貨物利用運送事業者
委託先への書面交付義務	すべての貨物利用運送事業者
真荷主との相互の書面交付義務	元請となる場合
実運送体制管理簿の作成義務	元請としてトラックを利用する場合（1運送依頼当たり1.5トン以上）
運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任	前年度の利用運送に係る貨物取扱量が100万トンを超える場合

【対応策】 電子化での対応

5 3年以内施行分 ― 許可更新制・「適正原価」・労働者の適切な処遇の確保

公布後3年以内（2028年6月まで）に、次の3点

- （ア）トラック事業の許可について5年ごとの更新制の導入
（イ）国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことの確保
（ウ）労働者の適切な処遇の確保（新24条の6）。

【対応策】 今のうちに自社原価を確認

第4 物流効率化法の全面施行

2024年5月公布。2025年4月に努力義務・判断基準が施行。

2026年4月に特定事業者に関する規定が施行。

区分	指定基準	主な義務
特定貨物自動車運送事業者等	保有車両台数150台以上	中長期計画の作成／定期報告
特定荷主・特定連鎖化事業者	取扱貨物の重量9万トン以上	中長期計画／定期報告／CLOの選任
特定倉庫業者	貨物の保管量70万トン以上	中長期計画の作成／定期報告

第5 取適法（旧下請法）

1 はじめに

2026 年 1 月 1 日、下請法が改正され「中小受託取引適正化法（取適法）」に。

「親事業者／下請事業者」から「委託事業者／中小受託事業者」に。

2 運送業に直結する改正点

（1）特定運送委託の追加

販売物品や、製造・修理を請け負った物品について、取引の相手方に運送する業務を他の事業者へ委託する取引（＝発荷主から運送事業者への委託）が新たに対象に。

（2）従業員基準の新設

資本金基準に加え従業員数基準が新設。運送・倉庫保管・情報処理の役務提供委託や特定運送委託は「資本金 3 億円／従業員 300 人」の区分、その他の役務提供委託等は「資本金 5 千万円／従業員 100 人」の区分。

（3）手形払の禁止

対象取引で手形払が禁止され、電子記録債権・ファクタリング等も支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものは禁止。

（4）協議に応じない一方的な代金決定の禁止

中小受託事業者からの価格協議の求めに応じず一方的に代金を決定することが、新たに違反行為に。

3 2025 年 12 月の 2 つの勧告

事案	何が起きたか	教訓
センコー (2025 年 12 月 12 日 勧告)	2022 年 12 月～2025 年 11 月、下請運送事業者 17 社に自社管理施設内で無償の荷積み・荷卸し・附帯業務。2022 年 12 月～2024 年 3 月には、自社の準備不足等の都合により 19 社に無償の長時間荷待ち。費用相当額の支払と遵守体制の整備を勧告	「荷役くらいサービスで」は元請自身が違反者になる。運送・荷役・待機を契約と料金で分離する
南日本運輸 倉庫 (2025 年 12 月 4 日勧告)	2024 年 6 月～2025 年 9 月、「元請管理手数料」等を下請代金から差引き、振込手数料も負担させ、6 社・総額 1,896 万 4,276 円を減額。返金と遵守体制の整備を勧告	元請が備車先から控除している管理料・事務手数料・振込手数料を全件点検する

4 G メンの実績と「是正指導指針」を社内監査項目へ

国交省 2025 年 10 月 1 日付け

「貨物自動車運送事業法附則第 1 条の 2 に基づく荷主への是正指導指針」

【対応策】 この指針の 6 類型と数値基準を、そのまま自社の「荷主チェックリスト」兼「自社（元請として）のセルフチェックリスト」に。

5 納品先で契約外作業を求められたとき、

ドライバーがすべきこと（カード化・配布なども検討）

- ① 納品先から契約外の作業・待機を求められたら、その場で了承しない。
- ② 配車担当へ連絡 → 配車担当が元請・荷主へ確認。
- ③ 有償で追加発注とするか、作業を断るかを会社として決定。
- ④ 時間・指示者・内容を記録（ドラレコ・写真・メモ）。

【対応策】 ・無償の荷待ち・荷役をやめる
・価格協議は書面で申し入れ

第 6 改正物流特殊指定（着荷主規制）：2027 年（来年）4 月～

2026 年 6 月 17 日独占禁止法に基づく「物流特殊指定」の改正

2027 年 4 月 1 日施行。

→ 改正により「特定着荷主」「特定発荷主」の定義が新設。

着荷主が物流事業者を通じて契約外の荷待ち・荷役等を行わせ、発荷主に不利益を与える行為が新たに規制対象に。

違反には注意・警告・確約計画の認定・排除措置命令といった独禁法上の措置。

第 7 労働・人事関係法の改正ラッシュ

1 概要

時期	内容	
2025 年 6 月 1 日	熱中症対策の義務化（改正労働安全衛生規則）	
2026 年 4 月	女性活躍推進法：情報公表義務が 101 人以上に拡大	
2026 年 7 月	障害者法定雇用率 2.5%→2.7%（常用労働者 37.5 人以上に拡大）	
2026 年 10 月～	最低賃金の改定が順次発効	

時期	内容
2026 年 10 月 1 日	カスタマーハラスメント対策の措置義務化（全事業主・猶予なし）／求職者等へのセクシュアルハラスメント防止対策
2026 年 10 月 1 日	同一労働同一賃金関係の省令・告示改正（ガイドライン改正等）
2026 年 10 月	社会保険の賃金要件（月 8.8 万円＝106 万円の壁）撤廃（施行予定）
2027 年 10 月～	社会保険の企業規模要件の段階的撤廃（最終的に全事業所）
未定	労働基準法大改正（連続勤務規制・勤務間インターバル等）継続検討

2 カスタマーハラスメント対策の義務化

改正労働施策総合推進法（令和 7 年法律第 63 号）により、2026 年 10 月 1 日から、労働者を 1 人でも雇用するすべての事業主にカスハラ対策義務（雇用管理上の措置義務）。

「顧客」だけでなく「取引の相手方」（荷主・元請の担当者）の言動も対象。

【対応策】・厚労省 2026 年 3 月「業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（宅配業編）」をベースに自社の納品・集荷・荷主対応に置き換える。

- ・就業規則・服務規律への明記と、荷主への文書通知。
- ・ドライバーには「その場で争わず、記録して運行管理者へ連絡」と通知
- ・ドラレコの音声録音の活用と掲示

3 その他

- ・最低賃金確認
- ・社会保険の適用拡大
- ・熱中症対策の義務化
- ・女性活躍推進法
- ・求職者等へのセクハラ対策
- ・同一労働同一賃金関係の省令・告示改正
- ・労働基準法の大改正（検討中）

以 上

資料 施行時期一覧

施行時期	内容	根拠法令等
2024 年 4 月 1 日	自動車運転業務への時間外労働・年 960 時間上限／改正改善基準告示の適用	改正労働基準法・改善基準告示
2025 年 4 月 1 日	運送契約の書面交付義務、実運送体制管理簿（元請）、健全化措置の努力義務／物流効率化法の努力義務・判断基準／貨物軽自動車安全管理者制度	令和 6 年法律第 23 号ほか
2025 年 6 月 1 日	熱中症対策の義務化（報告体制・手順・周知）	改正労働安全衛生規則
2026 年 1 月 1 日	下請法→取適法。特定運送委託の追加、従業員基準の新設、手形払禁止、協議に応じない一方的な代金決定の禁止	中小受託取引適正化法
2026 年 4 月 1 日	違法白トラ利用に係る荷主等への規制／再委託 2 回以内の努力義務／貨物利用運送事業者への準用	トラック適正化二法
2026 年 4 月 1 日	特定事業者の指定、中長期計画、定期報告、CLO の選任	物流効率化法
2026 年 4 月 1 日	軽油引取税の旧暫定税率（17.1 円/L）の廃止	地方税法等の改正
2026 年 4 月 1 日	女性活躍推進法：公表義務が 101 人以上に拡大（賃金差異・女性管理職比率＋選択 1 項目＝計 3 項目以上）	改正女性活躍推進法
2026 年 7 月 1 日	障害者法定雇用率 2.5%→2.7%（対象 37.5 人以上）	障害者雇用促進法
2026 年 10 月～	最低賃金の改定（目安：全国加重平均 1,176 円）が順次発効	最低賃金法
2026 年 10 月 1 日	カスハラ対策の措置義務化（全事業主）／求職者等へのセクハラ防止対策	改正労働施策総合推進法
2026 年 10 月 1 日	同一労働同一賃金関係の省令・告示改正の適用（ガイドライン改正：賞与・退職手当の記載充実等）	パートタイム・有期雇用労働法施行規則・告示
2026 年 10 月	社会保険の賃金要件（月 8.8 万円）の撤廃（予定）	年金制度改正法
2026 年 10 月末	特定事業者（2026 年度指定分）の中長期計画の提出期限	物流効率化法
2027 年 4 月 1 日	改正物流特殊指定の施行：着荷主規制の導入／支払告示	独占禁止法
2027 年 7 月末	特定事業者による定期報告の最初の期限	物流効率化法
2027 年 10 月～ 2035 年 10 月	社会保険の企業規模要件の段階的撤廃（36 人→21 人→11 人→全事業所）（予定）	年金制度改正法
2028 年 6 月まで	トラック事業の許可の 5 年更新制／適正原価を「継続して下回らない」ことの確保／労働者の適切な処遇の確保	トラック適正化二法